

第4回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和4年4月28日(木) 午前10時00分 午前11時30分
2 場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室
3 出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 6 赤坂委員, 7 土居委員
欠席農業委員	3 祐本委員
推進委員	建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員, 岡田推進委員, 須賀推進委員, 大木推進委員
4 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事
5 審議案件	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について 議案第17号 非農地証明申請について 議案第18号 竹原市農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標設定について 議案第19号 竹原市農地賃借料の提供について 報告第6号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和４年第４回竹原市農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の欠席は、３番 祐本委員です。 会長不在のため、副会長の山元が議長を務めます。 本日の議事録署名者に、４番宮崎委員を指名いたします。 それでは、日程第１，議案第１４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 １番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の１ページ，参考資料の１ページをご覧ください。 １番の申請地は，西野町〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の５筆，地目はいずれも田，面積は計 2,635.30 ㎡です。 申請の事由は，農業経営を開始するために申請されたものです。 営農計画は水稻，にんにくを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った西原推進委員から補足説明をお願いします。
西原 推進委員	申請地は，賀茂川中学校から北西に約 350m 付近にあります。 現地確認したところ，耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に２番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の１ページ，参考資料の２ページをご覧ください。 ２番の申請地は，田万里町〇〇，〇〇の２筆，地目はいずれも田，面積は計 2,884 ㎡です。 申請の事由は，農業経営を開始するために申請されたものです。 営農計画は水稻を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。
半田 推進委員	申請地は，田万里地域交流センターから南東に約 1,900m 付近にあります。 現地確認したところ，耕作可能な農地でした。

	説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ，参考資料の 2 ページをご覧ください。 3 番の申請地は，田万里町〇〇，〇〇の 2 筆，地目はいずれも田，面積は計 2,308 m ² です。 申請の事由は，農業経営を開始するために申請されたものです。 営農計画は大根，トマト，キュウリ，ナス，カボチャを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。
半田 推進委員	申請地は，田万里地域交流センターから南東に約 1,800m 付近にあります。 現地確認したところ，耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ，参考資料の 3 ページをご覧ください。 4 番の申請地は，田万里町字〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，地目は田 2 筆，畑 3 筆，計 5 筆，面積は計 1,460 m ² です。 申請の事由は，農業経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画は水稻，一般野菜を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。

半田 推進委員	申請地は、田万里地域交流センターから北東に約 700m 付近にあります。 現地確認したところ、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 2、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の 2 筆、地目は田が 1 筆、畑が 1 筆、面積は計 371 m ² です。 電力の送電設備及び鉄塔用地の用途で利用することに伴い、地上権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから東に約 1,200m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 3 ページ, 参考資料の 5 ページをご覧ください。 2 番の申請地は, 竹原町〇〇 (仮換地〇〇) の 1 筆, 地目は田, 面積は 219 m² (換地後の面積 143.50 m²) です。 当該農地は, 区画整理区域内にあるため, 転用後も宅地とならず, 地目が農地のままになっているために, 転用許可が必要となるものです。 自己住宅の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり, 区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は, 竹原市役所から北東へ約 350m 付近にあります。 現地確認時, 既に住宅が建築されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ, 参考資料の 5 ページをご覧ください。 3 番の申請地は, 竹原町〇〇 (仮換地〇〇) の 1 筆, 地目は田, 面積は 219 m² (換地後の面積は計 143.75 m²) です。 当該農地は, 区画整理区域内にあるため, 転用後も宅地とならず, 地目が農地のままになっているために, 転用許可が必要となるものです。 自己住宅の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり, 区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は, 竹原市役所から北東へ約 350m 付近にあります。 現地確認時, 既に住宅が建築されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 4番の申請地は、竹原町〇〇（仮換地〇〇）の1筆、地目は田、面積は244㎡（換地後の面積は計182.38㎡）です。 注文住宅用地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北に約600m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に5番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 5番の申請地は、東野町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,026㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、地上権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南に約650m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

石本委員	譲渡人から申請内容について事前に相談を受けた際に、申請前に譲受人に東野地区の水路管理者である私のところに協議に来てもらうよう伝えていたが、譲受人から相談が一度もない。今後の水路の管理について協議する必要があるため現状では賛成できない。 水路の管理は地元農家で行っており、農家の手から離れて農業を営わない事業者の手に渡ると隣接する水路管理については残された農家に対応することとなり負担が大きい。 東野地区で他で太陽光発電事業を行っている事業者とは、事前に協議を行っており、水路清掃には参加できないため、事業者からの申し出により10年間の負担金の支払いをしてもらっている。
赤坂委員	水路管理者との協議ができていないのであれば、今回は不許可にした方がいいじゃないですか。竹原市の農業を守るのは、この農業委員会が最後の砦なんだから。
石本委員	農振農用地に指定されていない荒れた農地が太陽光発電施設となり適正管理されるのであれば、頭から反対するものではない。 ただし、水路が適正に管理されないと、農業経営に支障を及ぼすおそれや水路の機能に支障を及ぼすおそれがあるため、しっかり対応してもらわないと困る。
局長	令和4年2月より施行した「農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」における同意書の提出は、事前に隣接地所有者等に事業説明を行い、トラブルを回避することが目的であり、同意をもらえないからという理由のみで不許可にするものではありませんが、農業用水路の管理が適正に行われないと周辺の営農環境に影響を及ぼし、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれや水路の機能に支障を及ぼすおそれがあるため、対策不十分な状態では許可できないものと考えます。 しかしながら、石本委員からも水路の適正管理について譲受人と協議ができれば反対するものではないとの意見もいただいておりますので、協議がまとまれば農地転用を許可するというものでいかがでしょうか。
議 長	先程、局長から提案のありましたように、水路の適正管理について水路管理者と協議がまとまれば、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって水路の適正管理について協議がまとまれば、本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第16号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 5 ページ，参考資料の 8 ページをご覧ください。 本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 1,878 m²，対象人員は，貸し手が 2 人，借り手が 2 人です。 内容につきましては，参考資料 8 ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合，令和 4 年 4 月 28 日付けで，公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。 次に日程第 4，議案第 17 号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ，参考資料の 9 ページをご覧ください。 申請地は，田万里町〇〇，〇〇，〇〇の 3 筆，地目はいずれも畑，面積は 538 m²です。 申請地は，昭和 50 年頃，父が亡くなって以降，耕作されておらず，現在，山林状態となっており，地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った建山推進委員から補足説明をお願いします。
建山 推進委員	申請地は，田万里地域交流センターから南西に約 1,000m 付近にあります。 現地確認時，山林状態となっており，耕作不可能な状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。議案第 17 号「非農地証明申請について」は，原案のとおり決定いたします。 次に日程第 5，議案第 18 号「竹原市農業委員会の令和 3 年度の目標及び

	その達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標設定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	まず、令和3年度の点検評価ですが、別紙資料1ページの農業委員会の状況については、ご覧のとおりです。 2ページの担い手への農地の利用集積・集約化については、目標3.6haに対して、6haの集積となり、目標を達成できました。 3ページの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、目標1経営体に対して、㈱〇〇、㈱〇〇の2経営体の参入があり、目標を達成できました。 4ページの遊休農地に関する措置に関する評価については、解消した遊休農地より新たに遊休農地化した面積の方が多く、解消目標の2haを達成することはできませんでした。 5ページ以降は、違反転用への適正な対応や農地法等によりその権限に属された事務に関する点検内容となっております。 次に、令和4年度最適化活動の目標の設定等ですが、別紙資料1ページの農業委員会の状況については、ご覧のとおりです。 2ページの最適化活動の目標については、これまで担い手に対し、75.4haの農地集積を進めており、今年度の新規集積目標を6haとしています。これは、広島県が竹原市に対し定める集積目標年間12haを下回るため、その理由と今後の目標を示すよう求められており、4ページの内容で説明しています。 課題としては、現在把握している担い手には、既に一定程度農地集積を実施しており、更なる集積につなげるためには、新たな担い手の確保・育成が必要であること及び農地面積のうち、耕作条件が悪く、集積に適していない農地が多いことを説明しています。 県の年度別目標と異なる理由については、現在の担い手への集積は一定程度進んでおり、更なる農地集積を進めるには新たな担い手を確保・育成する必要があり、まずは担い手の確保に努めるためと説明しています。 3ページの新規参入の促進については、国の指示に基づき過去3年間の権利移動の面積の平均の1割にあたる0.9haの年間集積目標としています。 続いて、推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たり、ひと月に6日以上としています。これは、農業委員及び推進委員の報酬に充てる農地利用最適化交付金の交付基準が5日以下では交付対象外となるためです。 しかしながら、国の標準目標日数は10日であり、13日以上活動すれば最高評価となるため、13日以上活動をお願いします。また、活動日数の根拠は、活動記録簿への記載となっているため、小まめな活動記録の作成をお願いいたします。 続いて、活動強化月間の設定目標ですが、年3回の設定が義務付けられており、利用状況調査を行う9月を遊休農地の解消月間、1月と2月を農地集積の強化月間としております。 続いて、新規参入相談会への参加目標ですが、年1回の参加が義務付けられており、9月頃に広島県が主催する就農応援フェアに参加することにしています。事務局からの説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。議案第 18 号「竹原市農業委員会の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度最適化活動の目標設定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 6，議案第 19 号「竹原市農地賃借料情報の提供について」事務局の説明をお願いします。
事務局	平成 21 年 12 月施行の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、それにかわり地域における賃借料の目安となるよう、改正農地法第 52 条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものです。 情報の提供にあたっては、農地法運用通知第 5 において、提供する区分の決定等について、形式的にならず地域の実情に応じて柔軟に取り組むこととされており、農業委員会のホームページ等の広報媒体を活用し、広く公表することとされているため、農業委員会のホームページにおいて公表するものです。 令和 3 年 1 月から 12 月までに公告された賃貸借における 10a 当たりの賃借料の平均を示しています。金額は、算出結果の十の位を四捨五入して 100 円単位で示しています。 この賃借料情報は、実勢の集計値を参考として提供するものであり、本市ではサンプル数も少ないため、実際の賃借にあたっては、当事者間で協議を行うことが必要です。事務局の説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。議案第 19 号「竹原市農地賃借料情報の提供について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 7，報告第 6 号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ，参考資料の 10 ページをご覧ください。 今回利用権解約の申出があった案件の面積は 7,006 m²，対象人員は，貸し手が 2 人，借り手が 1 団体です。 賃貸人，賃借人の両名から，賃貸借の合意解約が令和 4 年 3 月 31 日に成立した旨の通知書を受領しております。 詳細につきましては参考資料の 10 ページをご確認ください。

	説明は以上です。
議 長	次に日程第 8，報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 8 ページ，参考資料の 11～13 ページをご覧ください。 令和 4 年 3 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は 7 件，筆数は田 12 筆，畑 13 筆の計 25 筆，面積は計 9,567 m²の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 11～13 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	協議事項等は特にありません。
議 長	以上をもちまして，令和 4 年第 4 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 4 年 4 月 2 8 日

議 長 山元 禮子

署名委員 宮崎 信之